

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、会計法予算決算及び会計令第74条に基づき公告する。

令和8年10月29日

支出負担行為担当官
長崎労働局総務部長 山下 拓志

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和8～12年度 長崎労働局の業務用自動車（小型乗用車1台）賃貸借業務一式
- (2) 仕 様 別紙「仕様書」による。
- (3) 納入場所 別紙「仕様書」による。
- (4) 納入期限 令和9年4月1日～令和13年3月31日
- (5) 入札方法 総合評価落札方式による。
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でB、C又はD等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金及び労働保険）に加入しており、かつ該当する制度の保険料の滞納が無いこと。
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

※これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ5(1)に照会すること。

- (10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3. 入札参加の受付

- (1) 受付期間及び場所
令和8年10月29日（木）10時00分～令和8年11月17日（火）16時00分
長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階 及び 政府電子調達（GEPS）システムにおいて
- (2) 提出するもの
「入札説明書」による。
- (3) その他
入札参加を希望する者は、受付期間内に受付を終了すること。
※入札説明会は実施しないため、入札説明書及び仕様書等に関する質問がある場合は、随時受け付けることとする。

4. 電子入札システムの利用

本案件は、政府電子調達（GEPS）システム（<https://www.p-portal.go.jp/>）で行い、原則、入札は電子入札、契約書の締結は電子契約によること。なお、当システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札に変えることができる。

5. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階
長崎労働局総務部総務課 担当者 会計第一係 安本 電話 095-801-0020
- (2) 入札書の受領期限
令和8年10月29日（木）10時00分～令和8年11月18日（水）12時00分まで
※開札に立会う場合は、(3)の期限による。
（立会を希望する場合は事前に連絡のこと。ただし、会場を確保できない場合がある。）
- (3) 開札の日時及び場所
令和8年11月18日（水）13時30分
TBM長崎ビル3階 長崎労働局総務部総務課

6. 落札者の決定方法

価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式とする。

7. 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

8. 入札保証金及び契約保証金 免除
9. 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
10. 契約書作成の可否

会計法第29条の8及び予算決算及び会計令第100条により行う。

（※原則、契約書の締結は政府電子調達（GEPS）システムを使用した電子契約によること。）

11. その他

- (1) 詳細は入札説明書による。入札参加者は、入札説明書を熟読し、内容承認のうえ参加すること。
- (2) 担当者等から提出される契約関係書類（契約書除く）については、押印の省略が可能であるが、事業者としての決定であること。
- (3) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

入 札 説 明 書

長崎労働局総務部総務課

長崎労働局の下記契約に係る入札については、入札公告、入札説明書及び仕様書等によるものとする。

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和8～12年度 長崎労働局の業務用自動車（小型乗用車1台）賃貸借業務一式
- (2) 仕 様 別紙「仕様書」による。
- (3) 納 入 場 所 別紙「仕様書」による。
- (4) 納 入 期 限 令和9年4月1日～令和13年3月31日
※ただし、契約締結日までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、
契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等
について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について
変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。
- (5) その他の事項 本案件は、政府電子調達(GEPS)システム (<https://www.p-portal.go.jp/>) により執行する。
ただし、特段の事情がある者は、政府電子調達（GEPS）システム案件の紙入札方式での参加に
ついて（別紙2）を作成し、参加申込書等提出期限までに提出すれば、書面による入札書の
提出（以下「紙入札」という。）を行うことができる。

2. 参加申込書等の提出について

入札に参加を希望する者は、以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出すること。

又、開札日の前日までに支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和8年10月29日（木）10時00分～令和8年11月17日（火）16時00分まで

(2) 提出場所

長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階

長崎労働局総務部総務課 会計第一係 安本 TEL095-801-0020

(3) 提出書類

①共通事項

長崎労働局ホームページから当該「入札説明書」等をダウンロードした場合は、事前に必ず『入札関係書類受領書』を提出すること（メールアドレスによる提出可）。

②政府電子調達(GEPS)システムにより入札を行う場合

提出書類	提出方法
・入札参加申込書（別紙1） ・競争参加資格審査結果通知書（写） ・委任状（別紙4） ※該当者のみ ・誓約書（別紙5） ・自己申告書（別紙6） ・長崎労働局の業務用自動車賃貸借業務一式に係る性能等証明書（別紙8） ※性能等を証明するパンフレット等を添付すること	スキャナ等により電子データ化したものを政府電子調達(GEPS)システムにより送信すること。 参加申込・入札等を代理人が行う場合は、同システムに定める委任の手続きを完了しておくこと。

③紙入札により入札を行う場合

提出書類	提出方法
・入札参加申込書（別紙1） ・競争参加資格審査結果通知書（写） ・政府電子調達（GEPS）システム案件の紙入札方式での参加について（別紙2） ・委任状（別紙4） ※該当者のみ ・誓約書（別紙5） ・自己申告書（別紙6） ・長崎労働局の業務用自動車賃貸借業務一式に係る性能等証明書（別紙8） ※性能等を証明するパンフレット等を添付すること	持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

- (4) 長崎労働局の業務用自動車賃貸借業務一式に係る性能等証明書の審査
提出された長崎労働局の業務用自動車賃貸借業務一式に係る性能等証明書は、長崎労働局において審査し、
可否については令和8年11月17日（火）17時00分までに入札者に連絡する。不合格になった者への連絡
については、理由を付して通知するものとする。
- (5) その他
上記（3）②、③の提出書類を提出せず、又は虚偽の記載をした書類を提出した場合は、当該者の入札は
無効とする。

3. 入札書等の提出について

- (1) 以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札を無効とする。
なお、政府電子調達（GEPS）システムにより応札する場合は通信状況により提出期限内に政府電子調達（GEPS）
システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕を持って行うこと。
入札者は、その提出した入札書の引換え、変更または取消しをすることはできない。
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 政府電子調達（GEPS）システムにより入札を行う場合
①入札書の提出期限
令和8年10月29日（木）10時00分～令和8年11月18日（水）12時00分まで
②入札書の提出方法
入札にあたっては、入札書の書面による提出は不要であるが、スキャナ等により電子データ化した「入札
金額内訳書」（別紙3-2）を添付して政府電子調達（GEPS）システムにより入札金額を送信すること。
- (3) 紙により入札を行う場合
①入札書の受領期限
令和8年10月29日（木）10時00分～令和8年11月18日（水）12時00分まで
②入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階
長崎労働局総務部総務課 会計第一係 安本 TEL095-801-0020
③入札書の提出方法
入札書は別紙3-1の様式にて作成し、入札金額の内訳を別添「入札金額内訳書」（別紙3-2）に記入
して提出すること。直接提出する場合は封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商
号）、宛名（支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長あて）及び「令和8年11月18日（水）開札『令和8～
12年度 長崎労働局の業務用自動車（小型乗用車1台）賃貸借業務一式』の入札書在中」と朱書きし、上記3
の(3)②へ入札書の受領期限までに提出すること。
郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「令和8年11月18日（水）開札
『令和8～12年度 長崎労働局の業務用自動車（小型乗用車1台）賃貸借業務一式』の入札書在中」の旨朱
書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記3の(3)②あてに入札書の受領期限
までの必着で送付すること。
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合
は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (4) 代理人による入札
①代理人が入札する場合は、委任の手続きを行うこと。各種証明の提出等をシステム上において行う場合は、
最初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了すること。
なお、政府電子調達システムにおいては、複数の代理人による応札は認めない。
②代理人が紙により入札する場合は、入札書に競争参加者の氏名、名称又は、商号、代理人であることの表
示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札書の受領期限までに別紙4の様式による代理委任
状を提出すること。
なお、復代理人を選任する場合は、別紙4及び別紙4（復代理人用）の2通が必要となるので注意すること。
③入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

4. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者
- (2) 当該競争入札について不正行為を行った者
- (3) 書面による入札において記名がない者
- (4) 入札書の金額、氏名について誤脱及び判読不可能なものがある者
- (5) 入札書または入札金額内訳書について金額の記載を訂正した者
- (6) 単価、数量及び総価を記載することを求めた場合に入札書または入札金額内訳書に計算誤りがある者
- (7) 1人で2以上の入札をした者
- (8) 代理人でその資格のない者
- (9) 別紙5の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反する者
- (10) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けた者
- (11) 入札書のアmount記入欄の頭に『金』もしくは『¥』マークの記入のない者
- (12) 前各号に掲げるもののほか競争の条件に違反した者

5. 入札の延期等

競争に参加し又はこれに関連する者が共謀結託その他不正行為を行い、又は行おうとしていると認められるとき、又、入札条件の変更その他必要と認めるときは入札を延期し、若しくは取り止めることがある。

6. 入札金額について

直近の実勢価格を踏まえた金額とするとともに、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動が具体的に見込まれる場合は、当該変動を見込むこと。

7. 開札

- (1) 開札の日時及び場所

令和8年11月18日（水）13時30分

長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階 長崎労働局総務部総務課

- (2) 紙入札立会者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

- (3) 再度入札の取扱い

入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の範囲内で有効な入札がないときは、再度の入札を行う。

- ① 再度入札の提出日時及び場所

令和8年11月18日（水）16時00分～令和8年11月25日（水）12時00分まで

※ 紙入札の場合の入札書提出場所については、上記3(3)②と同じ。

- ② 再度入札の開札日時及び場所

令和8年11月25日（水）13時30分

※ 開札場所については、上記7(1)と同じ。

8. 入札辞退

- (1) 入札を辞退するときは、入札執行前までに、入札辞退届（別紙7）を支出負担行為担当官等に直接持参し、又は、郵送にて行う。
- (2) 入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

9. 落札者の決定方法

総合評価落札方式とする。

- (1) 入札説明書3に従い書類、資料を添付して入札書を提出した入札者であって、公告で示す競争参加資格及び仕様書の要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、性能等証明書（別紙8）が長崎労働局による審査の結果合格した者のうち、仕様書別添「自動車の性能に関する審査要領」に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた総合評価点の最も高いものを落札者とする。

(2) 落札者となるべき者が次に該当する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする可能性がある。また、次の場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。なお、事情聴取及び関係資料等の提示に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としなない場合があるため留意すること。

① 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合（低入札価格調査基準額を下回った入札があった場合に開札執行者は、入札者に対して「保留」を宣言し、予決令第86条に規定する調査「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて」を実施した上で落札者を決定し、後日入札者に通知する。調査に当たって求める資料は以下のとおり。）。

- ・当該価格により入札した理由及び積算の妥当性が分かるもの（価格内訳書、工程表を含む）
- ・契約の履行体制
- ・契約期間中における他の契約請負状況
- ・手持機械その他固定資産の状況
- ・国及び地方公共団体等に対する契約の履行状況（※契約実績）
- ・経営状況（設立・営業品目・資本金等（直近の財務諸表、全部事項証明））
- ・信用状況（※賃金不払い及び下請代金支払い遅延状況等）
- ・個人情報の取扱いに関する事項（セキュリティ体制）

② その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適当であると認められる場合

(3) 落札者となるべき者が、二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定する。

(4) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭又はシステムの開札結果の通知書により通知するものとする。

10. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して共謀結託その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

11. 再委託について

(1) 受注者は、原則として当該業務を下請け会社等他者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、長崎労働局に対して別途定められた様式により、再委託にかかる承認申請を行い、承認を受けた場合はこの限りではない（その業務の全部を委託することは認めない。）。

なお、当該再委託に係る契約金額が50万円未満の場合は、承認を得る必要はない。

(2) 長崎労働局は、再委託にかかる承認申請を受け付けた場合は、再委託が必要な理由、再委託額、契約金額に占める再委託の割合等を総合的に勘案し承認するかを判断の上、受注者に通知するものとする。

(3) 再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、長崎労働局に対し全ての責任を負うものとする。

(4) 本契約を遵守するために必要な事項について、契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(5) 再委託者の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲等を記載した「履行体制図」を長崎労働局に対して提出し、履行体制について明らかにした上で、承認を得なければならない。

12. 代金の支払い

(1) 当方の検査担当職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。

(2) 『請求書』の宛名は、「官署支出官 長崎労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。

(3) 当方の支払いは、適法な請求書を受領後、30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。

13. 入札結果（契約情報）の公表

- (1) 政府電子調達（GEPS）システムにより執行した案件については、入札結果を落札者の商号又は名称及び入札価格等を同システムに定める手続きに従い公表することとする。
- (2) 一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者及び契約金額等を長崎労働局ホームページに公表する。

14. 契約関係書類について

- (1) 担当者から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
- (2) 原則、契約書の締結は政府電子調達（GEPS）システムを使用した電子契約によること。なお、格別の事情により政府調達システムによる電子契約が困難な場合に限り紙媒体での取り交わしを可とする。
- (3) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

15. 人権尊重への取り組みについて

入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものである。

16. 障害発生時及び政府電子調達（GEPS）システム操作等の問い合わせ先

◎ヘルプデスク 0570-000-683 03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

◎ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/>

但し、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、3の(3)の入札書の提出場所に連絡すること。

入 札 関 係 書 類 受 領 書

【 連 絡 票 】

長崎労働局 総務部 総務課 会計第一係 行

(メールアドレス nagasaki-keiyaku×mhlw.go.jp)

※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「×」を「@」に置き換えてください。

案 件 名	令和8～12年度 長崎労働局の業務用自動車（小型乗用車1台）賃貸借業務一式
受 領 日 (ダウンロード日)	
会 社 名	
担当者名	
担当者電話番号	
備 考	

※入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合又は窓口で受領した場合には、本票に記載のうえ、上記メールアドレスに送信（又は窓口へ提出）してください。

※急な仕様の変更等をした場合、又は質疑等に関する回答を行う場合に貴担当者様への連絡の際に使用させていただきます。

入札参加申込書

1 案件名 令和 8 ～ 1 2 年度 長崎労働局の業務用自動車（小型乗用車 1 台）賃貸借業務一式

2 競争に参加するものに必要な資格に関する事項について

- (1) 令和07・08・09年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）における等級
役務の提供等 () 等級
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められるものではない。 はい ・ いいえ
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載しているものではない。 はい ・ いいえ
- (5) 社会保険等（☐厚生年金保険、☐健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、☐船員保険、☐国民年金及び☐労働保険）の加入義務があるにも はい ・ いいえ
かかわらず、加入していないものではない。
- ※自社に該当する保険制度の☐にチェック（☒）を入れること。
- (6) 該当する制度の保険料の滞納があり、指導に応じず、現在も滞納があるものではない。 はい ・ いいえ
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。 はい ・ いいえ

1 事業所名	
2 担当者所属名称	
3 担当者名	
4 担当者所属住所等	
5 担当者電話番号	
6 担当者メールアドレス	

入札方式 紙入札 ・ 政府電子調達(GEPS)システム
(いずれかに○)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
長崎労働局総務部長 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

長崎労働局総務部長 山下 拓志 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

政府電子調達 (GEPS) システム案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記の入札案件について、政府電子調達 (GEPS) システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名

令和 8 ～ 1 2 年度 長崎労働局の業務用自動車（小型乗用車 1 台）賃貸借業務一式

2 政府電子調達 (GEPS) システムでの参加ができない理由

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

長崎労働局総務部長 山下 拓志 様

入札者 所 在 地
 商号又は名称
 代表者職氏名
 (代理人による入札の場合は) 代理人

下記金額をもって入札いたします。

記

	億	千	百	十	万	千	百	十	円	※1 也
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---------

金額の頭に必ず『金』もしくは『¥』マークを入れること。

※1 消費税及び地方消費税は含まない。

(¥ _____ - 税込) ※2

※2 ※1の110/100に相当する額を記載すること。
 (当該金額に1円未満の端数がある場合は切り捨てる)

電子くじ番号

--	--	--

※3 3ケタの電子くじ番号(000~999)を記載すること。
 (同価入札の場合に使用する)

1. 件 名 令和8~12年度 長崎労働局の業務用自動車(小型乗用車1台)賃貸借業務一式

2. 入札条件 予算決算及び会計令第76条の定めるところによる。

備考 1 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消することはできない。
 2 「入札金額内訳書」(別紙3-2)を添付すること。
 3 「入札書」及び「入札金額内訳書」の添付漏れや計算誤り、金額の訂正は入札無効となるので注意すること。

入札金額内訳書

件名	令和 8 ～ 1 2 年度 長崎労働局の業務用自動車（小型乗用車 1 台）賃貸借業務一式						
通番	官署	期間	車両費用	任意保険料	メンテナンスサービス料	その他費用	計 ※ 1 ※ 2
1	五島駐在事務所	令和 9 年 4 月 1 日～ 令和 1 3 年 3 月 3 1 日					
総合計（契約希望金額の 1 0 0 ／ 1 1 0 に相当する金額）【入札書記載金額 ※ 3 ※ 4】							

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 名

印不要

- ※ 1 上記金額は値引済みの（応札する）金額を記載する。単価は、1 円単位までとし、契約希望金額の 1 0 0 ／ 1 1 0 に相当する金額とすること。
- ※ 2 対象期間の合計金額を記載すること（1 か月・1 年分ではない）。
- ※ 3 総合計は全ての費用を合計したものを記載すること。
- ※ 4 「別紙 3 - 1 入札書」の金額と一致すること。必ず入札書とあわせて提出すること。政府電子調達（GEPS）システムで応札する場合も添付が必要。

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
長崎労働局総務部長 山下 拓志 様

委 任 者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

今般下記の者を代理人として定め、下記事項の権限を委任いたします。

受 任 者

所 在 地

商号又は名称

氏 名

(注)

(件名)

令和8～12年度 長崎労働局の業務用自動車（小型乗用車1台）賃貸借業務一式

委 任 事 項

- ☐ 入札書について
- ☐ 入札に係る諸願届出について
- ☐ 契約締結について
- ☐ 代金の請求及び受領について
- ☐ 復代理人の選任について

復 代 理 人 へ の 委 任 事 項

- ☐ 入札書について
- ☐ 入札に係る諸願届出について

※該当項目の□にチェック（✓）を入れること。

(注) 代理人の印鑑を押印する場合は、必ず入札書に使用する印鑑と同一のものとする。

代理人入札に係る留意事項

代理人をもって入札に参加する場合には、下記により委任状を作成の上、入札書提出の際に提出してください。

1. 入札事務を行う者がその法人の本店又は本社に所属する場合
 - (1) 委任状の委任者名は、その法人の代表者名とし、代理人は入札を行うものとする。
 - (2) 入札書の入札者は上記代理人とすること。
2. 入札事務を行う者がその法人の支店又は営業所等に所属する場合
 - (1) 委任状は、「法人の代表者 → 支店又は営業所等の長 → 入札を行う者」の形で委任状を二通作成すること。

その際「法人の代表者 → 支店又は営業所等の長」への委任状は、別紙4を使用し、復代理人の選任の欄にチェックを入れること。「支店又は営業所等の長 → 入札を行う者」への委任状は、別紙4（復代理人用）を使用すること。

イ）法人の代表者が同一法人の支店又は営業所の長に対し委任する際の委任状については、委任状の代表者は、その法人の代表者名とし、代理人はその支店又は営業所の長とすること。

ロ）同一法人の支店又は営業所の長が更に他の者に委任する際の委任状については、委任状の代表者は委任を受けた支店又は営業所の長とし、代理人は実際に入札を行う者とすること。なお、任意代理人の復任権は、制限されており、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。（民法第104条）
 - (2) 入札書は前記1と同様、入札者を上記代理人（実際に入札を行う者）とすること。

委 任 状 (復 代 理 人 用)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

長崎労働局総務部長 山下 拓志 様

委 任 者

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 氏 名

今般下記の者を代理人として定め、下記事項の権限を委任いたします。

受 任 者

所 在 地

商 号 又 は 名 称

氏 名

(注)

(件名)

令和 8 ～ 1 2 年度 長崎労働局の業務用自動車（小型乗用車 1 台）賃貸借業務一式

委 任 事 項

- ☐ 入札書について
- ☐ 入札に係る諸願届出について

※該当項目の□にチェック（✓）を入れること。

(注) 代理人の印鑑を押印する場合は、必ず入札書に使用する印鑑と同一のものとする。

代理人入札に係る留意事項

代理人をもって入札に参加する場合には、下記により委任状を作成の上、入札書提出の際に提出してください。

1. 入札事務を行う者がその法人の本店又は本社に所属する場合

- (1) 委任状の委任者名は、その法人の代表者名とし、代理人は入札を行うものとする。
- (2) 入札書の入札者は上記代理人とすること。

2. 入札事務を行う者がその法人の支店又は営業所等に所属する場合

- (1) 委任状は、「法人の代表者 → 支店又は営業所等の長 → 入札を行う者」の形で委任状を二通作成すること。

その際「法人の代表者 → 支店又は営業所等の長」への委任状は、別紙4を使用し、復代理人の選任の欄にチェックを入れること。「支店又は営業所等の長 → 入札を行う者」への委任状は、別紙4（復代理人用）を使用すること。

イ) 法人の代表者が同一法人の支店又は営業所の長に対し委任する際の委任状については、委任状の代表者は、その法人の代表者名とし、代理人はその支店又は営業所の長とすること。

ロ) 同一法人の支店又は営業所の長が更に他の者に委任する際の委任状については、委任状の代表者は委任を受けた支店又は営業所の長とし、代理人は実際に入札を行う者とする。なお、任意代理人の復任権は、制限されており、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。（民法第104条）

- (2) 入札書は前記1と同様、入札者を上記代理人（実際に入札を行う者）とすること。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかな資料を添付すること。

自 己 申 告 書

案 件 名

令和8～12年度 長崎労働局の業務用自動車（小型乗用車1台）賃貸借業務一式

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 5 前記1から4について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

支出負担行為担当官
長崎労働局総務部長 殿

入 札 辞 退 届

案 件 名

令和 8 ～ 1 2 年度 長崎労働局の業務用自動車（小型乗用車 1 台）賃貸借業務一式

上記について入札申込をしましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

支出負担行為担当官
長崎労働局総務部長 殿

令和 8 ～ 1 2 年度 長崎労働局の業務用自動車（小型乗用車 1 台）賃貸借業務一式に係る性能等証明書

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

「令和 8 ～ 1 2 年度 長崎労働局の業務用自動車（小型乗用車 1 台）賃貸借業務一式」に係る入札について、下記のとおり相違ないことを証明します。

1 仕様書の適合性

小型乗用車		仕 様	適 否	備 考
通番		1		
駆 動 方 式		F F	適 ・ 否	
トランスミッション		電気式無段変速機（AT限定免許でも運転が可能であること）、4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)	適 ・ 否	
台 数		1 台	適 ・ 否	
総 排 気 量		1,500cc以下	適 ・ 否	
車 両 重 量		1,500kg以内	適 ・ 否	
全 長		4,700mm以内	適 ・ 否	
全 幅		1,700mm以内	適 ・ 否	
全 高		2,000mm以内	適 ・ 否	
荷 室		分割可倒式リアシート	適 ・ 否	
乗 車 定 員		5 名	適 ・ 否	
ド ア 枚 数		5 枚以上	適 ・ 否	
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン	適 ・ 否	
車 体 の 色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの	適 ・ 否	
環境性能	ハイブリッド車であること		適 ・ 否	
	排ガス性能	平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車	適 ・ 否	
	燃費性能	環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 8 年 2 月）に示された燃費基準値を満たすこと。すなわち2030年度燃費基準値80%達成レベル以上であること、かつ、2020年度燃費基準値以上であること。	適 ・ 否	
	燃費値表示	W L T Cモードによる燃費値を表示していること	適 ・ 否	
	カーエアコン	冷媒の地球温暖化係数は150以下であること	適 ・ 否	
装 備	エアバックシステム	運転席及び助手席	適 ・ 否	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	適 ・ 否	
	ETC車載器	不要	適 ・ 否	
	空調	オート又はマニュアルエアコン	適 ・ 否	
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業の実施を含む	適 ・ 否	
		納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新作業及び更新SDカードを用意すること	適 ・ 否	
		T Vそのものを受信できない設定とすること（チューナーレスタイプ）	適 ・ 否	
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	適 ・ 否	
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	適 ・ 否	
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、2カメラによる前後撮影が可能なものであること、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体はmicroSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること	適 ・ 否	
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	適 ・ 否	
	パワーウインドウキーレスエントリー	最低でも運転席側に装備していること	適 ・ 否	
		スマートキーでなくても可	適 ・ 否	

装備	フロアマット	前席、後席分	適 ・ 否	
	サイド バイザー	全車に装備	適 ・ 否	
	付属品等	(スペアタイヤ+標準工具) 又は (タイヤ応急修理セット) 、停止表示盤	適 ・ 否	
スタッドレスタイヤ装着		無	適 ・ 否	
安全装備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	適 ・ 否	

業務内容等	仕 様	適 否	備 考
賃貸借期間	令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの 4 8 月	適 ・ 否	
納車場所	仕様書別紙 2 のとおり	適 ・ 否	
納車計画	事業所・整備工場等一覧表（仕様書別紙 4）を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること	適 ・ 否	
納車の対応	賃貸借契約の開始日までに車両登録の手続きを行うとともに、賃貸借契約の開始日から 1 4 日以内（4 月 1 日賃貸借契約開始日の場合は 4 月 1 4 日）に、労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること	適 ・ 否	
車両の運用等	仕様書 6（3）～（7）のとおり運用等を行うこと	適 ・ 否	

業務実施体制等	仕 様	適 否	備 考
実施体制	本業務の実施に当たっては、統括管理者を 1 名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。	適 ・ 否	
管理体制	本業務の「作業計画書」（仕様書別紙 5）を作成し、労働局に提出すること。	適 ・ 否	
定例会議	作業の進捗状況等を報告するため、労働局の担当職員との会議を定期的に行うこと。また、当該会議の開催を、仕様書 7（2）の「作業計画書」に記載すること。また、当該会議の開催の都度、原則、3 営業日以内に議事録を作成し、関係者に内容の確認を行った上で、労働局の担当職員の承認を得ること。	適 ・ 否	

その他	仕 様	適 否	備 考
自動車維持に係る費用	仕様書別紙 6 の費用については、受託者の負担とすること	適 ・ 否	
配備換え	納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、仕様書に基づき必要な対応を行うこと。	適 ・ 否	
秘密保持	業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと	適 ・ 否	
疑義	本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと	適 ・ 否	

2 自動車性能の適合性

	小型乗用車
車名	
型式	
燃費値（WLTCモード）	

「環境性能（燃費値）に対する得点」＝
$$\left(100 + 29 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}} \right) \times 1 \text{台} =$$

※ 1

※ 1 空欄とすること

※ 2 性能等を証明するパンフレット等を添付すること。

令和 8 ～ 1 2 年度 長崎労働局の業務用
自動車 (小型乗用車 1 台) 賃貸借業務一式
仕様書

令和 8 年 1 0 月
長崎労働局

1 件名

令和8～12年度 長崎労働局の業務用自動車（小型乗用車1台）賃貸借業務一式

2 業務概要

長崎労働局（労働基準監督署及び公共職業安定所等を含む。以下同じ。）（以下「労働局」という。）において、業務を実施するために必要となる自動車の賃貸借を行う。

3 賃貸借期間

令和9年4月1日から令和13年3月31日までの48月

4 契約方法

一般競争入札（総合評価落札方式）

（別添「自動車の性能に関する審査要領」に基づき得点を算出する）

5 調達内容

（1）自動車の仕様

日本国内の自動車メーカーが製造する自動車で、仕様書別紙1に掲げる基準を満たす新車であること。

（2）賃貸借台数

小型乗用車 2WD（5人乗り） 1台

（3）納車場所

仕様書別紙2のとおり。

（4）自動車保険の加入

（2）については、ア～オを満たす保険に加入すること。

ア 保険の種類

自動車保険（フリート契約、機構コード398916）

イ 補償内容

（ア）対人賠償保険（1名につき） 無制限（免責なし（0－0円））

（イ）対物賠償保険（1件につき） 無制限（免責なし（0－0円））

（ウ）車両保険（一般型）リース車両を補償できる額（免責なし（0－0円））

ウ 特約その他

（ア）対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。

（イ）運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。

（ウ）弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。

（エ）年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定する。

（オ）無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする。

- (カ) 仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である。
 - (キ) 保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言、並びに事故受付対応を行うこと。
 - (ク) 加害事故のほか、自損及び被害事故についても受託者と協議し決定した様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること。
- (5) 労働局における自動車の状況
- 各労働局における自動車の年間走行距離は仕様書別紙2のとおり、事故の状況は仕様書別紙3のとおりである。

6 業務内容

(1) 納車計画等

契約締結後、速やかに事業所・整備工場等一覧表（仕様書別紙4）を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること。

なお、事業所は労働局との連絡調整を行う担当者の所属する支社等を想定しているが、労働局との連絡調整を行うことができるのであれば、支社ではなく、本社や整備工場が労働局との連絡調整も担うことも、必要な体制が構築されていると判断する。

(2) 納車等の対応

賃貸借契約の開始日までに車両登録の手続きを行うとともに、労働局職員と納車日等について調整を行い、仕様書別紙2に示す納車日に指定の場所に納車すること。

また、納車時に引渡書（受託者所定の様式で可。）を労働局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

なお、納車日に納車ができない場合は、受託者の負担において代替車の手配を行い、公務遂行に支障が出ないようにすること。代替車については、原則として仕様書別紙1に掲げる基準を満たすものであることとし、代替車の手配を行う場合は、労働局と協議のうえ決定をすること。

賃貸借期間満了後については、配備先へ引き取りを行うこと。

(3) 継続検査及び定期点検時の対応

労働局職員から継続検査、法定12か月点検及び6か月安全点検の実施に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、適時適切に必要な点検等を行うとともに、必要に応じて、以下の消耗品の交換等を実施すること。

- ア 一般消耗品部品交換（ワイパーゴム、プラグ等、パンク修理含む）
- イ エンジンオイル交換（年2回、6か月安全点検ごと）
- ウ オイルエレメント交換（年1回）
- エ エアフィルター交換（年1回）
- オ バッテリー交換・補充（必要回数）

カ タイヤ交換（必要本数）

なお、継続検査及び定期点検時以外の場合においても、労働局職員から通常使用による消耗部品の交換等の依頼があったときは、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

また、検査終了後に検査証（受託者所定の様式で可。）を労働局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

（４）車両故障・不具合発生時の対応

労働局職員から、同職員等の責任によらない車両の故障や不具合に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

（５）点検修理時の代車に係る対応

上記（３）、（４）の対応を完了するために 48 時間以上の時間を要することが見込まれる場合には、受託者の負担において、あらかじめ賃貸借車両と同等程度の車両を代車として用意すること。

（６）事故の処理に係る対応

事故が発生した場合には、以下のとおり対応すること。

ア 事故の受付及び対応

（ア）事故発生時において、事故処理専門要員による事故受付を行い、事故対応の指示等を行うこと

（イ）事故の内容によっては必要に応じて現場確認を行うこと

イ 事故処理及び報告

事故処理状況については、労働局へ随時報告を行い、労働局が求めた場合は、事故内容及び進捗状況について迅速に回答できるようにすること。

ウ 示談書等の作成

事故の相手方との示談については、あらかじめ労働局総務部総務課と調整の上、交渉を進めるものとし、示談書・免責証書を作成する場合においては、その内容を報告し了解を得ること。

また、示談書の様式は必ず当事者の双方が記名押印できるものとする。

エ 損害資料及び示談書の提出

労働局が求めるときは、下記資料、書類等を提出すること。

（ア）損害調査報告書（損害査定額その他、相手方の損害明細、損害状況が確認できる写真等の提出含む）

（イ）関係書類（車検証、交通事故証明書、治療証明書、修理見積書、請求書、委任状、車両保有の申立書等）

（ウ）過失割合に関する意見書（根拠となる判例等の提示を含む）

（エ）損害賠償金精算明細書及び損害賠償内容説明書（根拠となる判例等の提示を含む）

（オ）加害事故に係る相手との交渉経過

オ その他

（ア）本仕様書に定めるもの以外の担保、補償及びサービスの範囲を縮小する

等の特約を付帯することはできない。

(イ)本仕様書に定めのない事項は、自動車総合保険普通保険約款に準じる各保険会社約款（※）によるものとする。

※ 対人・対物の示談交渉サービス付きの条件を満たす内容であれば約款名称は問わない。

(7) その他

車両の運用等を行うに当たっては、労働局の業務等に支障が生じないよう、労働局職員と十分に調整すること。

7 業務実施体制

(1) 実施体制

本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。

(2) 管理体制

本業務の「作業計画書」（仕様書別紙5）を作成し、労働局に提出すること。提出後、「作業計画書」に変更が生じた場合には、速やかに変更後の「変更作業計画書」を提出すること。

(3) 定例会議

作業の進捗状況等を報告するため、労働局の担当職員との会議を定期的に行うこと。また、当該会議の開催を、上記7（2）の「作業計画書」に記載すること。

また、当該会議の開催の都度、原則、3営業日以内に議事録を作成し、関係者に内容の確認を行った上で、労働局の担当職員の承認を得ること。

会議の方法については、契約後に別途協議する。

8 その他

(1) 自動車の維持に係る費用（仕様書別紙6）については、受託者の負担とすること。

(2) 納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、本仕様書に基づき必要な対応を行うこと。

(3) 業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと。

(4) 本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと。

9 検査

(1) 仕様書に則って、納入成果物（作業報告書（仕様書別紙5））を提出すること。

その際、労働局の指示により、全数検査又はサンプル検査を行い、品質保証を

客観的に証明する資料（引渡書、検査証明、事故報告書等）を、納入成果物と併せて提出すること。

- (2) 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合、受託者は直ちに当該納入成果物を引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに、修正が反映された成果物をすべて納品すること。

10 支払い

- (1) 支払いは、6（2）に示す納車時期にリース車両の納車が完了し、リースを開始した月から開始し、毎月の業務完了検査後、適正な請求書を受理してから30日以内に受託者指定の金融機関口座に振り込み払いすることとする。
- (2) 請求書の宛名は、「官署支出官 長崎労働局長」とすること。

11 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

長崎労働局総務部総務課会計第一係 電話 095-801-0020

12 競争参加資格（応札要件）

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「B」「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ウ 船員保険
 - エ 国民年金
 - オ 労働者災害補償保険
 - カ 雇用保険
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。
ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等

命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

(9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

(10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記の3、平成31年1月25日付け基発0125第1号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記の3に基づく企業名の公表をされていないこと。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

13 再委託に関する事項

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- (3) 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を労働局に申請し、承認を受けること。
- (4) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

14 その他

細部について協議すべき事項が生じた場合は、その都度労働局と協議するものとする。

15 担当者連絡先

〒850-0033

長崎県長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階

長崎労働局総務部総務課 安本 電話 095-801-0020

令和 8 ～ 1 2 年度 長崎労働局の業務用自動車（小型乗用車 1 台）賃貸借業務一式

類 型		小型乗用車
通 番		1
駆 動 方 式		F F
トランスミッション		電気式無段変速機（AT限定免許でも運転が可能であること）、4 速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)
台 数		1 台
総 排 気 量		1,500cc以下
車 両 重 量		1,500kg以内
全 長		4,700mm以内
全 幅		1,700mm以内
全 高		2,000mm以内
荷 室		分割可倒式リアシート
乗 車 定 員		5 名
ド ア 枚 数		5 枚以上
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン
車 体 の 色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの
環境性能	ハイブリッド車であること	
	排ガス性能	平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車
	燃費性能	環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 8 年 2 月）に示された燃費基準値を満たすこと。すなわち2030年度燃費基準値80%達成レベル以上であること、かつ、2020年度燃費基準値以上であること。
	燃費値表示	W L T Cモードによる燃費値を表示していること
	カーエアコン	冷媒の地球温暖化係数は150以下であること
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席
	アンチロックブレーキ	装備
	ETC車載器	不要
	空調	オート又はマニュアルエアコン
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業の実施を含む
		納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新作業及び更新SDカードを用意すること
		T Vそのものを受信できない設定とすること（チューナーレスタイプ）
	AM／FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、2カメラによる前後撮影が可能なものであること、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体はmicroSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可
	フロアマット	前席、後席分
	サイドバイザー	装備
	付属品等	（スペアタイヤ+標準工具）又は（タイヤ応急修理セット）、停止表示盤
スタッドレスタイヤ装着		無
安全装備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること

令和 8 ～ 1 2 年度 長崎労働局の業務用自動車（小型乗用車 1 台）賃貸借業務一式 納車先・走行距離

通番	官署名	納車住所	年間見込走行 距離（年・km）	納車時期
1	五島駐在事務所	五島市東浜町 2 - 1 - 1 福江地方合同庁舎内	1,533km	令和 9 年 4 月 1 日 ～令和 9 年 4 月 1 4 日

令和 8 ～ 1 2 年度 長崎労働局の業務用自動車（小型乗用車 1 台）賃貸借業務一式 事故発生状況

通番	官署名	発生回数 (令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月中)	発生状況 (令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月中)
1	五島駐在事務所	無	

令和 8 ～ 1 2 年度 長崎労働局の業務用自動車（小型乗用車 1 台）賃貸借業務一式 事業所・整備工場

通番	官署名	納車住所	事業所				整備工場			
			名称	担当者	所在地	電話番号	名称	担当者	所在地	電話番号
1	五島駐在事務所	五島市東浜町 2 - 1 - 1 福江地方合同庁舎内	〇〇支店	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇会社	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

令和 8 ～ 1 2 年度 長崎労働局の業務用自動車（小型乗用車 1 台）賃貸借業務一式 作業計画書及び報告書

※予定はセルを黄色に色づけすること

通番	労働局	社名	車名	車両 ナンバー	登録番号	登録年月日	納車日	安全点検日	法定点検日	継続検査	備考
1	五島駐在事務所	〇〇〇	〇〇〇								〇年〇月〇日車両故障対応内容は別紙〇のとおり

労働局との定例会議

	開催日		備考
R8			
R9			
R10			
R11			
R12			

○ リース代金に含める項目

車両費用	車両代金	
	登録諸費用	車庫証明、納車費用含む
	環境性能割	
	自動車税	契約期間中対応
	自動車重量税	契約期間中対応
自動車損害賠償責任保険料		契約期間中対応
任意保険料	対人賠償保険	無制限（免責なし（0－0円））
	対物賠償保険	無制限（免責なし（0－0円））
	人身傷害保険	不担保
	無保険車傷害保険	不担保
	車両保険	リース車両を補償できる額（一般型）（免責額なし（0－0円））
	特約その他	① 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
		② 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。
		③ 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
		④ リースカー車両費用特約付きであること。
		⑤ リースカー車両費用に関する修理費優先払い特約付きであること。
		⑥ 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定すること。
メンテナンスサービス	継続車検整備	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	1 2 か月点検	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	6 か月点検	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	事故修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	一般修理・故障修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	一般消耗品部品交換	パンク修理含む
	エンジンオイル交換	必要回数
	オイルエレメント交換	必要回数
	エアフィルター交換	必要回数
	バッテリー交換・補充	必要回数
	タイヤ交換	必要本数
	点検修理時の代車	2 日以上法定整備、故障整備及び消耗部品・タイヤ交換の際に対応

自動車の性能に関する審査要領

1 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

2 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点＝環境性能（燃費値）に対する得点÷入札価格に対する得点とする。
- ② ①の「環境性能（燃費値）に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」第6条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月）」の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、29点を満点とし、具体的には、以下のとおり算出する。

$$\text{加算点} = 29 \text{ (加算点の満点)} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}}$$

備考) 1 提案車の燃費値 … 性能等証明書に記載された提案車の燃費（WLTC モードによる。）

- 2 燃費基準値…「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月）」に示された下記式により算出する。なお、下記式において係数 α 及び β を乗ずる前に小数点以下第1位未満を四捨五入する。

$$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta$$

FE：燃費基準値（km/L）（小数点以下第1位未満を四捨五入）

M：車両重量（kg）

α ：燃費基準達成率であって0.8

β ：燃料がガソリンの場合は1.0、軽油の場合は1.1、LPガスの場合は0.74

以上、「環境性能（燃費値）に対する得点」は、以下で算出することとなる。

$$\text{「環境性能（燃費値）に対する得点」} = (100 + \text{加算点}) \times 1 \text{ 台}$$

- ① の「入札価格に対する得点」は入札価格を1万で除して得た値とする。

契 約 書（案）

発注者 支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志（以下「甲」という。）と受注者 ○○○○ ○○ ○○○○（以下「乙」という。）とは、双方対等の立場において、次の条項により契約を締結する。

記

（契約の趣旨）

第1条 「令和8～12年度 長崎労働局の業務用自動車（小型乗用車1台）賃貸借業務一式」について、甲は乙と本契約を締結し、別添仕様書に基づき信義に従い誠実に契約を履行するものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、●●●円（内消費税及び地方消費税●●円）とする。

2 契約金額の内訳は、別表『契約金額内訳書』のとおりとする。

3 当該契約完了に要するすべての費用は、乙の負担とする。

（契約保証金）

第3条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（契約内容）

第4条 乙は別添『仕様書』に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。乙は『仕様書』に定める自動車（自動車に設置された機器等を含む。以下同じ。）を貸与し、甲はこれを借り受ける。当該調達品目等の資質、構造、形状、寸法等はすべて『仕様書』のとおりとし、納入期限、納入場所、検査場所及び賃貸借期間は、次の各号のとおりとする。

- 一 納入期限 別添『仕様書』のとおり。
- 二 納入場所 別添『仕様書』のとおり。
- 三 検査場所 納入場所に同じ。

四 賃貸借期間 別添『仕様書』のとおり。

(検査)

第5条 乙は各月末及び業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。

- 2 甲の指定する検査職員は、契約履行状況について、連絡を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 乙は、業務終了時の検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。
- 4 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(代金の支払)

第6条 乙は、前条の検査に合格したときは、支払請求書を作成し、代金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による適法な請求書を受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払わなければならない。
- 3 甲が、自己の責に帰す事由により前項の期間内に対価を支払わないときは、遅延日数に応じ、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、遅延に至った事由が天災地変その他正当と認められる場合は、約定期間に算入しない。
- 4 前項により計算した遅延利息が100円未満の場合は、これを支払うことを要さないものとし、当該計算額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(自動車の引渡し及び品質等の不適合)

第7条 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の改廃・制定、官公庁による命令又は

処分、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故、自動車の検査・登録・届出の遅延、自動車の売主（以下「供給者」という。）による納車の遅延、その他乙の責に帰し得ない事由による自動車の引渡し遅延又は不能について、乙は一切の責を負わないものとする。

- 2 甲は、装備・外観・機能その他すべての点につき自動車が良好な状態にあることを確認のうえ、自動車の引渡しを受けるものとする。なお、甲は、自動車の選定に関して錯誤があったことを理由として、自動車の引き渡しを受けることを拒むことはできないものとし、当該錯誤に関して、乙は一切の責を負わないものとする。
- 3 自動車の品質、種類、数量、規格、仕様、性能等が本契約の内容に適合していない（以下「品質等の不適合」という。）場合においても、乙は当該品質等の不適合について一切の責を負わず、自動車に品質等の不適合が発見された場合、甲は、自動車の保証書の定めに従い、自動車の製造会社又は供給者に対し、直接保証整備の履行を請求する。

（メンテナンスサービス）

第8条 乙はリース期間中、自動車について、仕様書に定めるメンテナンス（以下「メンテナンス」という。）を行うものとする。ただし、次に掲げる事項及び仕様書に定めるメンテナンス対象外事項はこの限りではない。

- 一 甲が法定で定められた日常整備点検を怠ったことに起因する整備等。
- 二 甲の故意又は重大な過失に起因する修理等。
- 三 甲が乙又は乙指定の整備工場の了解を得ず他の整備工場等において独自に行った整備等。

- 2 メンテナンスは、乙指定の整備工場が実施するものとし、乙は甲がメンテナンスを受ける場合は、事前に当該整備工場及び甲に連絡するものとする。

（自動車の使用、保管）

第9条 甲は、自動車の引渡しを受けたときから、自動車を乙に返還するまでの間、善良な管理者の注意をもって自動車を使用・保管し、使用・保管に際

しては、本契約、法令等、自動車の製造会社が定める取扱説明書並びに整備手帳及び乙が交付するガイドブック等（以下「取扱説明書等」という。）の指示を遵守し、安全運転に努めるとともに、取扱説明書等に自動車の危険性に関する記載があるときは、甲の責任で当該危険の防止に必要な措置を講じるものとする。

2 甲は、自動車が常時正常な使用状態及び十分な機能状態を保つよう保守・点検・整備を行い、自動車が異常が生じたとき又は自動車が損傷を受けたときは、その原因及びその程度の如何を問わず速やかに甲の責任で修繕・修復を行うものとし、自動車の使用・保管、及び保守・点検・修繕・整備等に係る一切の費用（本契約に含まれるメンテナンスサービスに係る費用を除く。）は、すべて甲の負担とする。

3 甲は、自動車に関して、次の各号の行為を行わないものとする。

一 乙の事前の書面による承諾なく、自動車検査証等の記載事項（甲の名称、住所、自動車の使用の本拠の位置を除く。）を変更すること。

二 取扱説明書等記載の取扱い方法と異なる不適切な方法で使用する事。

三 自動車の仕様の限度を超えて酷使（レース、ラリー等による過酷な走行、エンジンの過回転、過積載、乗車定員超過、走行速度超過等）すること。

四 日本国外に自動車を持出すこと。

4 乙又は乙の指定する者が自動車の使用・保管状況を検査するため、使用の本拠の位置若しくは保管場所への立ち入り、又は自動車の使用・保管状況に関する説明若しくは資料の提出等を求めたときは、甲は、異議なくこれに応じる。

（自動車の登録等）

第10条 自動車検査証等上の使用者は甲とし、甲は、自動車の使用者に課せられる法令等に基づく一切の責任を負担する。

2 甲は、乙が一般社団法人自動車検査登録情報協会、一般社団法人軽自動車検査協会等から自動車の検査登録情報の提供を受け、自動車の管理を目的として利用・活用することについて、あらかじめ承諾する。

- 3 甲は、名称、住所若しくは自動車の使用の本拠の位置を変更し、又は第9条第3項第1号に定める乙の承諾を得て自動車の用途その他の自動車検査証等の記載事項を変更した場合、法令の定めに従い、速やかに自動車検査証記入申請等の手続を行う。また、変更登録が必要な場合は、乙が行う変更登録手続に協力するとともに、当該手続に係る費用を負担する。

（事故処理）

第11条 自動車事故発生の際は、甲又は自動車の運転者は、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、最寄りの警察署へ届け出るものとする。

（権利義務の譲渡等）

第12条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（検査の遅延）

第13条 甲がその責に帰すべき事由により、第5条第2項の期間内に検査をしないとき、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、この遅延期間が約定期間を超える場合には、超える日数に応じ第6条第3項に規定する遅延利息を乙に支払わなければならない。

(納入期限の遅延)

第 14 条 甲は、乙がその責に帰する理由により、第 4 条第 1 項第 1 号の期限内に

当該調達品目等を給付できないときは、乙の申請により納入期限の延期を許可することができる。この場合において、原納期限の翌日から起算して納入の日までの遅延日数に応じ、契約金額等（既納部分がある場合は、当該既納部分の代金相当額を控除した額）の年 3 % に相当する額の遅延料を徴するものとする。この場合において、甲が第 5 条第 2 項に規定する検査に要した日数は、遅延料の徴収日数に算入しないものとする。

- 2 乙は、天災地変その他正当な理由により第 4 条第 1 項第 1 号の期限内に物品を納入できない場合は、期限内にその理由を記して甲に延期の請求をすることができる。この場合において、甲はその請求を正当と認めたときはこれを許可し、前項の遅延料を免除することができる。

(甲の自己都合による契約の解除等)

第 15 条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の場合、甲は、直ちに当該解除の対象となった契約に基づき乙が甲に貸渡した自動車（以下「解除対象自動車」という。）を乙に返還し、本契約終了時までの未払契約金額（以下「未払契約金額」という。）に替えて、第 20 条に定める解除対象自動車に係る規定損害金（以下「規定損害金」という。）を直ちに乙に支払う。なお、自動車が永久抹消登録（解体）となる場合、乙の求めがあるときは、甲は、自動車リサイクル法に基づくリサイクル費用相当額をこれに付加して乙に支払う。なお、未払契約金額は、賃貸借期間中の契約金額総額（消費税抜）から、甲が乙に対して既に支払った契約金額（消費税抜）を減じた金額とする。
- 3 前項に基づき乙が甲から解除対象自動車の返還を受けたときの清算については、第 19 条第 3 項を準用する。
- 4 前二項の定めにかかわらず、第 1 項に基づき賃貸借期間開始前に本契約の全部又は一部が終了したときは、甲は、契約金額に含まれる費用、解除対象自動車の処分損等、乙が被った損害を賠償する。

(乙の契約違反等を理由とする甲による契約の解除等)

第 16 条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

なお、第 3 号から第 5 号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

一 第 14 条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。

二 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

三 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

四 甲が行う検査監督に際し、乙又は代理人、使用人等が係員の職務執行を妨げ、若しくは詐欺その他の不正行為を行ったとき。

五 第 26 条の規定に違反したとき。

2 甲は、乙について民法第 542 条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(自動車の滅失、毀損等)

第 17 条 甲が自動車の引渡しを受けてから自動車を乙に返還するまでの間に盗難、詐取、火災、風水害、地震その他の甲乙いずれの責にも帰すことのできない事由によって生じた自動車の滅失、毀損、損傷その他の一切の危険は、すべて甲の負担とする。

2 自動車が滅失したとき、盗難・詐取にあったとき、又は毀損・損傷して修理不能となったとき（火災、風水害、地震、その他の甲乙いずれの責にも帰すことのできない事由によって生じたものを含み、滅失、盗難・詐取及び毀損・損傷による修理不能を併せて、以下「滅失等」という。）、甲は、乙に対して直ちに書面で通知し、その通知により滅失等の対象となっ

た自動車（以下「滅失等対象自動車」という。）に係る本契約の全部又は一部は終了する。

- 3 前項の場合、甲は、規定損害金を直ちに乙に支払うものとする。また、乙の求めがあるときは、自動車リサイクル法に基づくリサイクル費用相当額をこれに付加して乙に支払うものとする。
- 4 自動車の滅失、毀損、損傷等に関して支払われる保険（共済）金は、保険会社の約款・取扱規定に別段の定めがある場合を除き、自動車の所有者である乙に帰属し、甲が当該保険（共済）金の支払を受けたときは、甲は、受領した金額を直ちに乙に引渡す。なお、第2項に基づき本契約が終了する場合において、乙が当該保険（共済）金を受領したときは、乙は、これを前項の規定損害金債務に充当する。
- 5 第2項に基づき本契約が終了する場合において、甲が乙に滅失等対象自動車を返還したときは、乙は滅失等対象自動車の価額相当額を第3項の規定損害金債務に充当する。ただし、保険会社との協議により、滅失等対象自動車を保険会社に引渡す場合は、この限りではないものとする。

（通知義務）

第18条 甲は、次の各号の事由が発生したときは、直ちにこれを乙に通知する。

- 一 自動車に品質等の不適合があったとき。
- 二 自動車について、盗難、詐取、滅失、毀損、故障、損害等が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
- 三 自動車の使用、保管に起因して人的損害又は物的損害が発生したとき。
- 四 自動車の使用の本拠の位置又は保管場所を変更するとき。
- 五 第19条第1項第2号に該当し、又は該当するおそれのあるとき。

（乙による契約の解除等）

第19条 甲について次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は何らの催告なく本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 契約金額の支払又は本契約以外の甲乙間の契約に基づく乙に対する金銭債務の支払を1回でも怠ったとき。

- 二 支払を停止したとき。
 - 三 本契約の条項又は乙との間のその他の契約条項の一つにでも違反し、乙が5日間の期間を定めてその違反の是正を催告したにもかかわらず、この期間内に甲が是正に応じないとき。
 - 四 自動車について必要な保存行為をしないとき。
 - 五 自動車について、滅失、盗難・詐取の事由が生じたこと、又は自動車が毀損・損傷して修理不能となったことを乙が知ったとき。
- 2 乙が前項に基づき本契約の全部又は一部を解除したときは、甲は、直ちに解除対象自動車を乙に返還し、未払契約金額に替えて、規定損害金を直ちに乙に支払う。なお、自動車が永久抹消登録（解体）となる場合、乙の求めがあるときは、甲は、自動車リサイクル法に基づくリサイクル費用相当額をこれに付加して乙に支払う。
- 3 乙が第1項に基づき本契約の全部又は一部を解除した場合で、乙が甲から解除対象自動車の返還を受け、かつ、甲が乙に規定損害金その他乙に対する一切の債務を支払ったとき、乙は、一般財団法人日本自動車査定協会、その他公正な機関の評価に基づく解除対象自動車の評価額から当該評価に要する費用を控除した金額を、規定損害金の額を限度として甲に返還するものとする。
- 4 前二項の定めにかかわらず、乙が第1項に基づき賃貸借期間開始前に本契約の全部又は一部を解除したときは、甲は、契約金額に含まれる費用、解除対象自動車の処分損等、乙が被った損害を賠償する。

（規定損害金）

第20条 規定損害金の金額は、解除対象自動車に係る契約金額総額と賃貸借期間満了日における残価の合計額から、次の各号の金額を控除した金額とする。

- 一 賃貸借期間中の契約金額総額（消費税抜）を賃貸借月数で除した金額に賃貸借経過月数を乗じた金額（賃貸借経過月数は、賃貸借開始日から各月応当日の1日前までを1月として、本契約の終了日・解除日まで月単位で数えた月数のことをいい、1月未満の端数があるときは、1月に切

上げるものとする。) 。

- 二 解除対象自動車に係る契約金額総額に含まれる費用のうち、乙所定の方法により算出した本契約終了時における未発生費用。

(損害賠償)

第 21 条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、この契約の履行に着手後、第 15 条第 1 項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から 10 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(解除に係る違約金)

第 22 条 乙は、第 16 条の規定により本契約が解除となった場合は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を甲が指定する期日までに納入すること。また、甲に損害を及ぼしたときは、乙は、甲が算定する損害額を賠償しなければならない。

- 2 甲は、前項の違約金の徴収にあたり、その理由が天災地変その他正当事由に基づくものと認められたときは、これを免除することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 23 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 におい

て読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

三 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

四 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

五 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第24条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条 第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規

定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

五 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第25条 乙が第22条、第24条及び第36条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

2 前項により計算した遅延利息が100円未満の場合は、これを支払うことを要さないものとし、当該計算額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(秘密の保持)

第26条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(再委託)

第27条 契約業者は、契約に係る事務又は委託業務の全部を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。

- 3 契約金額に占める再委託契約金額の割合は、2分の1未満とすること。
- 4 契約業者は、一部を再委託する場合には、様式1により発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 契約業者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、発注者に対し全ての責任を負うものとする。
- 6 契約業者は、委託業務の一部を再委託するときは、契約業者がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

第28条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第4項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）

第29条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

- 一 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合
- 二 事業参加者の住所の変更のみの場合
- 三 契約金額の変更のみの場合

- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(属性要件に基づく契約解除)

第 30 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 31 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 32 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 33 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(厚生労働省所管法令違反に関する報告)

第 34 条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により、行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

(厚生労働省所管法令違反に関する契約解除)

第 35 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政

処分を受け又は送検されたとき。

二 乙が、本契約締結以前に甲に提出した厚生労働省所管法令に関する申告に虚偽があったことが判明したとき。

三 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

(厚生労働省所管法令違反に関する違約金)

第 36 条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第一項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 37 条 甲は、第 16 条第 1 項、第 16 条第 2 項、第 30 条、第 31 条、第 33 条第 2 項及び第 35 条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 16 条第 1 項、第 16 条第 2 項、第 30 条、第 31 条、第 33 条第 2 項及び第 35 条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 38 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(自動車の預り)

第 39 条 甲が第 19 条第 1 項各号の一に該当するおそれが生じたとき、又は同条第 1 項各号の一に該当したとき、乙は、自動車の保全のため、自動車の引渡しを甲に求めることができるものとし、この場合、甲は、自動車（自動車に係る付属品、自動車検査証等、鍵及びリサイクル券を含む。）を直ちに乙に引渡す。

(事情変更)

第 40 条 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議して本契約を変更することができる。ただし、賃金の変動に基づく契約金額の変更の場合のみ同条第 3 項、第 4 項によることとする。

2 前項の場合（賃金の変動に基づく契約金額の変更の場合を除く）において、本契約の定める条項を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議して書面により定めるものとする。

3 甲及び乙は、日本国内における賃金水準の変動により契約金額全体に占める労務費の割合が上昇することにより、価格転嫁が必要になったと認めるときは、甲又は乙に対して契約金額の変更を書面又は電子媒体により請求することができる。ただし、請求のあった日（甲又は乙が書面又は電子媒体により請求に関する書面を受け取った日）を基準日とし、変更を請求する契約金額は基準日以降の残契約金額が対象となり、残契約期間は基準日から 2 か月以上なければならない。賃金水準の変動は、公的な指標として最新の最低賃金（厚生労働省）、最新の建築保全業務労務単価（国土交通省）、それに準ずる独自の労務単価等に基づいて判断するものとする。

4 前項の規定による請求があったときは、前項に定める賃金水準の変動を踏まえ、契約金額の変更の可否と変更を可とする場合の金額について受注者と発注者が迅速かつ適切に協議して定める。また、協議の結果について、発注者は受注者へ遅滞なく書面又は電子媒体により通知しなければならない。協議の結果の通知は、請求のあった日から 21 日以内に完了するものと

する。

(紛争等の解決方法)

第 41 条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については長崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第 42 条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第 6 条第 3 項、第 7 条、第 10 条第 1 項、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 32 条、第 36 条、第 37 条、第 41 条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の証として、本証書 2 通を作成し双方記名押印のうえ、各自 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 長崎県長崎市万才町 7 - 1

支出負担行為担当官

長崎労働局総務部長 山下 拓志 (印)

乙 「住所」

「会社名」

「代表職・氏名」 (印)